

平成27年12月7日
資金管理センター

資金管理料金特別会計における運用の基本方針

1. 運用対象資産

運用対象資産は、次の(1)又は(2)の資産とする。また、(1)の保有区分は満期保有目的とする。

- (1)国債・政府保証債
- (2)大口定期預金

2. 運用額の算定

運用額は事業年度毎に算定し、1. の運用対象資産のうち、原則として、収益性の高い運用対象資産を選択するものとする。なお、運用対象資産および金融機関選択の実務上のルールについては別途定める。

ただし、上記(1)の資産(国債・政府保証債)の収益性が高い場合であっても、期中における内外の環境の変化や不測の事象に対応するため、運用額のうち一定程度は換金性が高い(2)の資産(大口定期預金)として運用するものとする。

3. 運用期間

運用期間は、資金管理料金特別会計における流動性を保つため、原則として1年とする。

4. 金融機関の選定と信用格付け引き下げ時の対応

1. (2)の資産の預入先となる金融機関の選定については、選定時において2以上の信用格付業者の長期格付けが最上位から二番目以上であることを条件とする。

また、全ての信用格付業者の長期格付けが最上位から二番目未満になった場合には、原則、直ちに解約することとする(再資源化預託金等の運用の基本方針に準じる)。

以上